

平成 28 年 8 月 1 日

食事提供サービス利用契約書

株式会社 ライフコンサイドサービス
東向島サービス付き高齢者向け住宅
スマイル・メゾン曳舟

| | 年 月 日 | 確 認 印 | |
|--------------|----------|-------|--|
| 契 約 締 結 日 | 平成 年 月 日 | | |
| 入 居 予 定 日 | 平成 年 月 日 | | |
| 入居予定日 (変更後) | 平成 年 月 日 | | |
| 入 居 日 (事後記載) | 平成 年 月 日 | | |

食事提供サービス利用契約書

(事業者) 株式会社 ライフコンサイドサービス (以下「甲」という。) 及び (入居者) 〃様 (以下「乙」という。) は、甲乙による「東向島サービス付き高齢者向け住宅 スマイル・メゾン 曳舟」(以下「本物件」という。) の建物賃貸借契約 (以下「建物契約」という。) の締結に伴い、本物件において提供する食事サービス (以下「本サービス」という。) について、以下のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、乙に対し、本サービスを提供し、乙は、甲に対し、そのサービスの対価としての料金を支払い、円滑な取引の維持を図る。

(契約期間)

第2条 本契約は、平成 〃年 〃月 〃日から効力を生じるものとし第11条に定める契約の終了事由に該当しない限り、継続して本サービスを利用することができるものとする。ただし、事由の如何を問わず建物契約が終了したときは、本契約も当然に終了するものとする。

(サービスの内容)

第3条 甲は、乙に対し、別添食事説明記載の内容のサービスを継続的に行う。また乙のご家族様等の利用も可能とする。

2 乙は別紙(1)のとおり利用の指定をすることができる。

(利用料金について)

第4条 本サービスの利用料金は、別紙(2)のとおりとする。

2 甲は、消費者物価、人件費等の変動その他諸種の経済状況の変化等を勘案し、第3条に規定するサービス内容及び利用料を変更することができる。

3 甲は、利用料の変更が生じた場合、乙へその内容を事前に通知するものとする。

(利用料金の支払)

第5条 乙は、甲に対し、利用料金を別紙(3)のとおり支払うものとする。

(キャンセル)

第6条 乙は、喫食日の前日午前10時までに甲に通知することにより本サービスのキャンセル及び変更の依頼をすることができる。ただし、年末年始その他甲が指定する特定の期間については、甲が別途事前に告知する日時までにキャンセル及び変更の依頼をするものとする。

2 前項の指定時間までのキャンセル及び変更についてはキャンセル料は発生しない。

3 前1項の指定の時間を過ぎた時点でのキャンセルは、乙が、食事提供サービスを利用したものであるとして、別紙(2)の各食毎の料金を甲に支払うこととする。

(業務の委託)

第7条 甲は、食事提供サービスに関する業務の一部又は全部を第三者に委託することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、乙に対し、委託先による業務の履行について、それが乙の指示に基づくものである等、乙の責に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責を負うものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第8条 甲は、業務上知り得た乙及びそのご家族様等の秘密及び個人情報について守秘義務を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

- 2 甲及び甲の従業者は、そのサービス提供上知り得た乙及びそのご家族様等の介護者の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じる。また、その守秘義務は、就業中のもとより、退職後も同様とする。

- 3 甲は、必要な範囲において、乙及びそのご家族様等の介護者の個人情報を取り扱う。なお、乙及びそのご家族様等の介護者から取得した個人情報を以下の目的の為に使用する。

- ①甲サービスの提供と商品のアフターフォローのため
- ②乙へのサービス提供について他の事業所と連携するため
- ③乙及びご家族様等へのサービス料金のご請求（徴収）やその他ご連絡のため
- ④乙及びご家族様等に甲サービスや商品をご案内するため
- ⑤商品配送、請求データ処理などに関する業務委託のため
- ⑥統計データへの利用（ただし、個人を特定できるような利用は一切しない。）

- 4 本条の規定は、契約期間中のもとより契約期間後も同様とする。

(損害賠償)

第9条 甲は、乙に対するサービス提供にあたって、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。ただし、乙に過失がある場合は、甲は、賠償責任を免除され、又は賠償額を減額されることがある。

- 2 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲又は他のお客様に損害を及ぼした場合には、その損害の賠償を請求される場合がある。

(免責事項)

第10条 本契約の有効期間中、天災その他甲の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、甲は、乙に対して本サービスを提供すべき義務を負わない。この場合、甲は、乙に対し、その事由を速やかに報告しなければならないものとする。

- 2 前項の場合においても、乙は、すでに実施した本サービスについては、所定のサービス利用料金を甲に支払うものとする。

(契約の終了)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当したとき、本契約は終了する。

- ①第 12 条の規定により、乙から契約解約の申出がなされ、その契約終了日に至ったとき
- ②第 13 条の規定により、甲から契約解除の通知がなされ、その契約終了日に至ったとき
- ③乙が死亡したとき
- ④乙が本物件を退去したとき

2 前項第 3 号又は第 4 号の事由が生じた場合には、第 3 号については死亡日に、第 4 号については退去日に、それぞれ本サービス利用のキャンセルの依頼があったものとみなして、第 6 条の規定を適用する。ただし、第 1 項の規定は適用されないものとする。

(契約の解約)

第 12 条 乙は、甲に対して、本契約の解約希望日の 7 日前までに書面（「契約終了・解約申込書」）で通知することにより、いつでも本契約を解約することができる。

2 甲は、甲がやむを得ないと判断する事情により、乙に対して甲が定める契約解約日の 1 ヶ月前までに理由を記した文書を交付した場合は、本契約を解約することができる。

(甲の解除権)

第 13 条 甲は、次の各号の一にでも該当する事由がある場合には、直ちに本契約を解除することができる。

- ①乙がサービス利用料金の支払を 2 ヶ月滞納し、1 ヶ月以上の期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- ②乙又はそのご家族様等の介護者が甲又はその職員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ③乙又はそのご家族様等の介護者と、甲の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合

(協議)

第 14 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法、その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(連帯保証)

第 15 条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(合意管轄)

第 16 条 甲及び乙は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意する。

別紙（１）ご利用の指定

| | | |
|-----------------------------------|--|---------------------------|
| 利用種別 及び 利用時間 | 朝食 | 7:30 ~ 8:30 |
| | 昼食 | 12:00 ~ 13:00 |
| | 間食 | 15:00 ~ 15:30 |
| | 夕食 | 18:00 ~ 19:00 |
| 上記利用種別を利用時間の範囲内で、別途甲の定める方法により指定する | | |
| 利用場所 | 利用可能な場所 | 各階食堂室・各住居のうち、乙の指定する場所 |
| | 利用場所の指定 | 利用場所の指定は、別途甲の定める方法により指定する |
| 特別食メニュー | 糖尿病食・高血圧食他、食事制限に対応するための特別メニューは別途甲の定める方法により指定する | |
| 特別加工食等の対応 | きざみ食・ミキサー食等の特別加工は別途甲の定める方法により指定する | |
| 栄養管理等 | 希望により栄養管理、指導等を受けることができる | |

別紙（２）ご利用料金

| 種別 | ご利用 | 消費税 | ご請求額 |
|----------------------|-----------------|---------|----------|
| 朝食 | 500 円/1 食 | 40 円 | 540 円 |
| 昼食 | 600 円/1 食 | 48 円 | 648 円 |
| 間食 | 100 円/1 食 | 8 円 | 108 円 |
| 夕食 | 600 円/1 食 | 48 円 | 648 円 |
| ※各食事時にはお茶等水分補給を含みます。 | | | |
| 特別食メニュー | 状態等により別途協議する。 | | |
| 特別加工食加算 | きざみ食加算 51 円/1 食 | ミキサー食加算 | 51 円/1 食 |
| 栄養管理又は指導 | 状態等により別途協議する。 | | |

別紙（３）料金のお支払い

| | |
|--------|---|
| お支払い | 毎月払い |
| 利用締切日 | 毎月末日締め |
| 請求書発行日 | 翌月15日 |
| 支払期限 | 翌月27日 |
| お支払方法 | <input type="checkbox"/> 口座自動振替式 |
| | <input type="checkbox"/> 振込方式 振込先金融機関名： □ 座： □ 座番号： □ 座名義人： 振込手数料負担者： 借 主 |
| | <input type="checkbox"/> 支払委託方式 |
| | <input type="checkbox"/> 持参方式 |

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ各自記名捺印の上、甲及び乙が各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

事業者（甲）：所在地 所在地（〒131-0032）東京都墨田区東向島二丁目31番19号
事業者名 株式会社 ライフコンサイドサービス
代表取締役 加藤 博司 印
電話番号 03-5856-7951

入居者（乙）：住所（〒 - ）

氏名 _____ 印

※法定代理人又は署名代行者

住所（〒 - ）

氏名 _____ 印

乙との関係

署名代行理由

連帯保証人：住所（〒 - ）

氏名 _____ 印

（入居者との続柄： _____ ）

電話番号

※請求書送付先：住所（〒 - ）

氏名 _____ 印

（入居者との続柄： _____ ）

電話番号